

災害時における応援協定の締結について

1 災害時における物資供給に関する協定

(1) 協定締結相手方

株式会社ユニバース

(2) 協定締結日

令和 7 年 8 月 21 日

(3) 協定の概要

青森市内に地震、風水害等の災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、協定締結相手様による被災者支援等に必要な物資の提供等について必要な事項を定めた。



2 災害時におけるボランティアセンターの設置等に関する協定

(1) 協定締結相手方

社会福祉法人青森市社会福祉協議会

(2) 協定締結日

令和 7 年 10 月 8 日

(3) 協定の概要

青森市災害ボランティアセンターの設置・運営、それに伴うボランティア活動が円滑に実施されるために、市及び協定締結相手様それぞれの役割分担、協力事項、費用負担等を定めた。



3 災害時における電動車両等の支援に関する協定／災害時における支援協力に関する協定

(1) 協定等締結相手方

ア 災害時における電動車両等の支援に関する協定等

- ・青森トヨタ自動車株式会社
- ・青森トヨペット株式会社
- ・株式会社トヨタレンタリース青森

(以上協定)

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社青森支店（覚書）

イ 災害時における支援協力に関する協定
株式会社青森ダイハツモータース



(2) 協定等締結日

令和7年11月20日

(3) 協定等の概要

ア 災害時における電動車両等の支援に関する協定等

青森市内に地震、風水害等の災害が発生、又は発生するおそれがあることにより大規模停電が発生した場合に、指定避難所における電力不足を解消するため、協定等締結相手様から外部給電が可能な電動車両等を貸与することについて必要な事項を定めた。また、双方が平時においても電動車両の災害発生時における有用性を広く地域住民に周知し、地域住民の理解醸成に努めることとした。

イ 災害時における支援協力に関する協定

青森市域に大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合、協定締結相手様の所有施設を市及び医療的ケア児等の避難行動要支援者が使用することについて必要な事項を定めた。